

8月6日、ブリティッシュ・コロンビア（BC）州保健省は、新型コロナウイルス(COVID-19)に関し、新たに464名の感染が判明（入院：52名（のうち集中治療室：24名）し、その結果、BC州内での累計感染者数が151,839名に達した旨発表しました。

ご承知のとおり、現在、ワクチン接種が着実に進み、様々な規制も緩和されていますが、今週も1週間で1,950名もの新規感染者が依然として発生するなど、感染者数が再び増加している状況でもあります。また、最近の新規感染者の急増を受け、ケロウナ市など中央オカナガン地域では屋内環境におけるマスク着用が再度求められるようになっています。

新型コロナウイルスはまだ消滅したわけではなく、ワクチン接種を完了していない人にはマスク着用が引き続き推奨されている状況でもあります。在留邦人の皆様におかれましては、これまで同様、たとえ軽度であっても発熱等の症状があるときは出かけず、手洗いや手指消毒を励行するなど、いつも実践されている感染症対策を継続し、感染予防に努めてください。

もし発熱など新型コロナウイルスへの感染が疑われるような症状が出た場合には、「811」に電話してその後の対応について相談してください。通話は無料です。「ジャパニーズ、プリーズ」と伝えれば、通訳サービスも無料で利用できます。英会話に不安がある方も、躊躇せずご利用ください。検査については日本語の案内もあります。

次に、ワーキングホリデー参加者の入国のための許可証（Port of Entry Letter of Introduction, POE letter）の有効期限の延長が認められていますので、お知らせいたします。即ち、2019年1月1日から2020年4月30日の間に最初のPOE letterが発行された人は、これまで延長したかどうかに関わらず、さらに1年間の延長を申請することができるようになった、とのこと。この措置は2021年12月31日まで行われるとのことですので、ご参考まで。

最後に、8月12日にケロウナ市において領事出張サービスを実施する予定ですが、旅券の受領等のために会場にお越しになる際には、先にお伝えしていますとおり、マスクが必要となりますので、忘れずにご準備ください。加えて、感染拡大防止のため、必要最小限の人数でお越しください。また、同領事出張サービスにてお子さんの旅券の受領を予定されている方は、保護者の方だけでの代理受領はできませんので、必ず申請者本人であるお子さんと一緒に会場にお越しください。そして、これまでに旅券の発給を受けたことがある場合には、今お持ちの旅券も忘れずにお持ちください。また、領事手数料は「現金」のみの扱いとなりますので、この点にもご注意ください。

夏休みシーズンで、先週は連休もあったので、日焼けした大人を周囲でも多く見るようになった気がします。昔、遊びの約束に遅れたりすると、「真剣にやれよ！仕事じゃねえんだぞ！」と怒っていた人がいましたが、こちらに来て大人も全力で遊ぶ姿を見ていると、「わかる」、「それな」って素直に思えるようになりました。今週末、バンクーバー周辺を中心に生憎の天気となるところもありそうですが、久しぶりの雨によって山火事と大気汚染の状況が少しでも改善されるといいですね。それでは皆様、今週末も素敵な夏の思い出作りの時間をお過ごしください。

【参考】

- BC州保健省：<https://news.gov.bc.ca/ministries/health>
- ・ 6日の発表：<https://news.gov.bc.ca/releases/2021HLTH0051-001562>
- ・ BC州のリスタート計画（日本語版）：<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/covid-19/translation/jp/restart>
- ・ BC州の最新モデリング（4月15日付）：<http://www.bccdc.ca/health-info/diseases-conditions/covid-19/modelling-projections>
- ・ カナダ連邦政府の最新のモデリング（7月30日付）：<https://www.canada.ca/content/dam/phac-aspc/documents/services/diseases-maladies/coronavirus-disease-covid-19/epidemiological-economic-research-data/update-covid-19-canada-epidemiology-modelling-20210730-en.pdf>

●BC州におけるワクチン接種計画（登録から接種まで【日本語版】）：
<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/covid-19/translation/jp/register>

●新型コロナウイルスに感染したと思ったら？

・新型コロナウイルス自己診断ツール：<https://covid19.thrive.health/>

・811-Health Link BC-：<https://www.healthlinkbc.ca/about-8-1-1>

・新型コロナウイルス検査について（日本語）：

https://www.healthlinkbc.ca/hlbc/files/coronavirus_testing-j.pdf?fbclid=IwAR1sCjw_pEVuXpKpW5YSKPC0iuupg-2hbShGXIQFAKpd1pTGzip_Xwr_J58

【ユーコン準州情報】

●ユーコン準州政府：<https://yukon.ca/en/covid-19-information>

・保健社会局：<https://yukon.ca/en/department-health-social-services>

・8月4日からの規制緩和に関する準州政府発表：<https://yukon.ca/en/news/additional-covid-19-restrictions-be-lifted-vaccine-rate-increases>

・検査機関：<https://yukon.ca/en/find-respiratory-assessment-centre>

・医療以外の関係連絡先：<https://yukon.ca/en/health-and-wellness/covid-19-information/contact-list-covid-19>

●ユーコン準州におけるワクチン接種計画

・ワクチン接種：<https://yukon.ca/en/covid-19-vaccine>

・日本語版：<https://yukon.ca/en/moderna-vaccine-information-japanese>

【日本帰国予定の方必読！】

●日本入国時における水際対策に係る新たな措置について：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

●厚生労働省ホームページ水際対策の抜本的強化に関する Q&

A https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

（問い合わせ窓口）

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

（1）出国前72時間以内の検査証明書関連

●検査証明書フォーマット：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

●日本入国時に必要な検査証明書の要件について（検体、検査方法、検査時間）：

<https://www.vancouver.ca.emb-japan.go.jp/files/100206953.pdf>

●日本入国の際に必要な検査証明書に関するQ&A：<https://www.vancouver.ca.emb-japan.go.jp/files/100206958.pdf>

●BCCDCによる検査証明を取得できるクリニックなどの紹介：<http://www.bccdc.ca/health-info/diseases-conditions/covid-19/testing/testing-information>

(以下はあくまでもBCCDCが紹介しているクリニックのみで、日本の検査証明書に対応しているクリニックは他にもあります)

- ・ Bon Voyage Medical：<https://www.bonvoyagemedical.com/>
- ・ Integrated Wellness Medical Centre (Tri-Cities)：<https://www.integratedwellness.clinic/>
- ・ YVR Medical Clinic：<https://yvrmedical.com/>
- ・ Ultima Medical：<https://ultimamedical.com/>
- ・ Iridia Medical：<https://www.covidconciierge.ca/bookings-checkout/asymptomatic-covid-19-testing>
- ・ Travel Safe Immunization Clinic：<https://travelsafeclinic.ca/>

【注意】

(イ) 検査証明書には日本政府指定のフォーマットにある「検査証明書へ記載すべき内容」が全て書かれるか

(ロ) 検体採取の方法が単なる「Nose Swab」ではなく、「Nasopharyngeal Swab(鼻咽頭ぬぐい液)」であるか

(ハ) 証明書にも検体採取の方法のところに「Nasopharyngeal Swab」とちゃんと書いてあるかを必ずご自身で確認するようにしてください。

(2) スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html

(3) 質問票の提出：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00251.html

(4) 誓約書の提出：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

【カナダに戻る予定の方必読！】

●カナダ連邦政府による検疫措置緩和の発表：<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2021/07/easing-border-measures-for-fully-vaccinated-travellers-entering-canada---permitting-discretionary-travel-for-citizens-and-permanent-residents-of-th.html>

●カナダ連邦政府による、カナダ入国に関する新たな水際対策：

<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions>

<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/exemptions>

<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/covid-vaccinated-travellers-entering-canada>

●カナダ入国に際する陰性証明書の提示義務：<https://www.canada.ca/en/transport-canada/news/2020/12/pre-departure-covid-19-testing-and-negative-results-to-be-required-for-all-air-travellers-coming-to-canada.html>

<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/flying#health-check>

●ArriveCan を通じた「自己隔離計画」などの義務化

<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2020/11/government-of-canada-announces-new-mandatory-requirements-for-travellers-to-canada.html>

※最新バージョンの ArriveCAN が 7 月 5 日に Google Play Store 及び iPhone の App Store でリリース

スされます。

●日本出発時に新型コロナウイルス感染症の検査を受けられる機関の検索・予約（T e C O T）：
<https://www.tecot.go.jp/>

●カナダ移民局問い合わせ先：<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/contact-ircc/client-support-centre.html>

●東京のカナダ大使館連絡先（日本語可）：Tokyoimmigration@international.gc.ca

●新型コロナウイルス感染者が搭乗したフライト・座席などの情報：
<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/2019-novel-coronavirus-infection/latest-travel-health-advice/exposure-flights-cruise-ships-mass-gatherings.html>

●BC州における新型コロナウイルス感染者発生場所などの情報：<http://www.bccdc.ca/health-info/diseases-conditions/covid-19/public-exposures>

（※ページ中段の「Regional exposure events」から各保健機関管轄地域を選択）

●日本年金機構

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyuu/tetsuduki/kyotsu/jukyuu/20150129.html>

ねんきんダイヤル：＋８１－３－６７００－１１６５

●日本郵政によるEMS特別追加料金の導入のお知らせ（6月1日より；カナダ宛の引受再開時期は未定なるも引き続き調整中）：https://www.post.japanpost.jp/int/2021fee_change/ems.html

●BC疾病管理センター(BC Centre for Disease Control)

<http://www.bccdc.ca/>

<http://www.bccdc.ca/health-info/diseases-conditions/covid-19>

●バンクーバー・コースタル・ヘルス(Vancouver Coastal Health)

※バンクーバー、リッチモンド、サンシャインコースト、ウイスラーなど

<http://www.vch.ca/>

●バンクーバー島保健局(Vancouver Island Health Authority)

※ビクトリア、ナナイモなど

<https://www.islandhealth.ca/>

●フレイザー・ヘルス(Fraser Health)

※バーナビー、ホワイトロック、ホープ市など

<https://www.fraserhealth.ca/>

●インテリア・ヘルス(Interior Health)

<https://www.interiorhealth.ca/Pages/default.aspx>

- ノーザン・ヘルス(Northern Health)

<https://www.northernhealth.ca/>

※BC州にお住まいで地域の保健局が不明の場合は

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/health/about-bc-s-health-care-system/partners/health-authorities/regional-health-authorities> の地図をご参照ください。

- 外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

- 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- 当館休館日：https://www.vancouver.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/hours_holidays_j.html

- 当館領事窓口時間変更のお知らせ：https://www.vancouver.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00034.html

※このメールは在留届にて届けられたメールアドレス、メールマガジン及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

令和3年8月6日

在バンクーバー日本国総領事館

電話：1-604-684-5868

メール：consul@vc.mofa.go.jp